

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1914号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則第6-48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前				
別表第1 適用区分表（第2条関係）			別表第1 適用区分表（第2条関係）				
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数		
(略)			(略)				
食肉衛生検査センター	(略)	1	食肉衛生検査センター	(略)	1		
	2 所長			2 所長			
			コロニーにいがた白岩の里	1 児童部、成人部、高齢期更生部、重複更生部又は社会復帰部に勤務する部長、副参事、寮長、副寮長、主査、主任及び生活支援員（いずれも2に掲げる者を除く。）	4		
				2 社会復帰部に勤務し、専ら職業指導の業務に従事する職員	3		
				3 医師	2		
				4 臨床検査技師及び衛生検査技師			
				5 企画相談室に勤務する室長、室長代理、主査及び企画相談員			
6 委員会が別に定める職員							
			7 所長 8 看護師免許又は准看護師免許を有し、当該免許に係る業務に従事する主査及び主任、主任准看護師、看護師並びに准看護師 9 委員会が別に定める職員		1		
						(略)	(略)
						中央児童相談所及び女性相談支援センター	(略)
(略)			(略)				
備考 (略)			備考 (略)				

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。